

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月2日 14時10分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市コゴチ島北東岸沖（白石瀬戸） 沖ノ白石灯台から真方位026°550m付近 （概位 北緯34°25.3′ 東経133°31.0′）
事故の概要	引船第十大栄丸は、はしけ第十五バージをえい航して南西進中、コゴチ島北東岸沖の干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月22日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十大栄丸、19トン 273-12512 愛媛、明和興産有限会社 B はしけ 第十五バージ、総トン数なし（全長50m） なし、明和興産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約3.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.5m、船尾約2.0mの喫水で、B船をえい航して約5ノットの対地速力とし、自動操舵により白石瀬戸に向けて南西進していた。 A船は、船長が、自動操舵装置の針路設定ダイヤルを操作したところ、舵が効かなかったため、変針予定場所までの距離を確認し、かがんだ姿勢で操舵スタンドの下方にあるヒューズや配線の点検を行っていたところ、乗り揚げた。 船長は、本事故後、操舵スタンドのリモコンの切替えスイッチがリモコン側になっていることに気付いた。 船長は、休憩中の甲板員を呼んで、船位の確認を行えばよかったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、変針予定場所までに点検が終わるものと思いき、操舵スタンドの下方にあるヒューズや配線の点検を行い、船位の確認を行っていなかったことから、変針予定場所を通過したことに気付かず、コゴチ島北東岸沖の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、変針予定場所までに点検が終わるものと思いき、操舵スタンドの下方にあるヒューズや配線の点検を行い、船位の確認

	<p>を行っていなかったため、変針予定場所を通過したことに気付かず、本船がコゴチ島北東岸沖の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中、機器の点検等を行う際は、他の乗組員を呼んで、見張り及び船位の確認を行わせること。</li><li>・操舵不能となった際の点検は、広い海域で停船して行うことが望ましい。</li></ul>